

「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」の一部改正について

平成19年7月
航空安全推進課

1. 改正理由

航空機内における安全阻害行為等に関する取扱を定めた航空法第73条の4第5項の規定については、平成19年1月をもって施行後3年を経過することから、附則（平成15年7月18日法律第123号）に基づき施行状況を勘案するため、有識者から構成される「懇談会」を設置した上で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

その結果、19年3月28日、行政や航空関係者等が今後対応すべき措置としての「提言」により、航空機内での使用を制限する携帯電子機器を早急に見直す必要があるとの結論を得たことから、（独）電子航法研究所の調査研究結果等を踏まえ、「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」（平成15年国土交通省告示第1346号）の改正を行うこととした。

2. 考え方

以下の区分により、最新の電子機器に関する使用制限のあり方を検討し、告示を改正。

- ①自ら強い電波を発射する機能を持つ電子機器は、常時使用禁止
- ②使用時に一定以上の電磁波が発生するものは、離着陸時使用禁止
- ③発生電磁波が極めて微弱であり計器障害を与えないものは、常時使用可

3. 改正内容（意見募集対象）

別添 変更概要のとおり

4. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成19年 8月上旬

施行日：平成19年10月1日